主

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

本判決は被控訴人において金三万円の担保を供するときは仮にこれを執 行することができる。

事実

控訴代理人は、「原判決中控訴人敗訴の部分を取消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする」との判決を求め、被控訴代理人は、控訴棄却の判決並に仮執行の宣言を求めた。

当事者双方の事実上の主張及び証拠の提出、援用、認否は、控訴代理人において、本件物件が、かつて被控訴人主張の工場抵当権の目的物中に含まれていたことは認めるが、その後該物件については抵当権者において抵当権を抛棄し、抵当物件から除外されていたものである。仮にそうでないとしても、控訴人において善意無過失でこれを買受けたのであるから、民法第百九十二条により、即時その所有権を取得したものである旨述べ、当審証人A、Bの各証言並に当審における控訴本人訊問の結果を援用し、被控訴代理人において、当審証人C、Dの各証言並に当審における被控訴本人訊問の結果を援用した外、原判決当該摘示と同一であるから、これを引用する。

理 由

ところで控訴人は、本件物件については前記訴外会社の代表取締役Bにおいて、抵当権者たる訴外Cから抵当権の抛棄を受け、これが処分につきその同意を得て工場に属する建物と分離した物件であるから、これにより抵当権は消滅している旨抗弁するので考えてみるに、原審並に当審証人B、当審証人Aの各証言及び当審における控訴本人訊問の結果中、右抗弁事実に副う部分は、たやすく措信し難く、他にこれを首肯するに足る証拠は存しない。却つて原審並に当審証人D、Cの各証言に徴するときは、前記Cにおいて本件物件に対する抵当権を抛棄乃至本件物件を抵当権の目的たる工場に属する建物と分離して処分するにつき同意を与えた事実はないことが窺えるので、控訴人の右抗弁は採用することができない。

そうだとすれば、前記抵当権の効力は本件物件に及ぶこと勿論であつて、控訴人は競落により本件物件の所有権を取得した被控訴人に対し、これが引渡を妨ぐべき権利を有しないこと明であるから、その引渡を求める被控訴人の本訴請求は、これを認容すべきである。

よつて右と同趣旨に出でた原判決は相当であつて本件控訴は理由がないから、これを棄却すべきものとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第九十五条、第八十九条、仮執行の宣言につき同法第百九十六条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 野田三夫 裁判官 川井立夫 裁判官 天野清治)